

財團  
協調會福岡出張所

4、前記の従業員にして今後特に成績良好なるものは漸次舊待遇に復すること

5、前記出勤者は本月八日より出勤すること

6、其の他細目の條件は双方直接折衝の上決定すること。

以上

6

財團  
協調會福岡出張所

報告第三三九號

森永製品九州販賣會社職工解雇に伴ふ紛議

發生 昭和十年二月二十八日

解決 同 年三月 七日